

## 統合端末等増設端末の運用サポート作業詳細

### 1 増設機器設置場所及び設置台数

設置場所	統合端末 (増設数)
中央区役所戸籍住民課 (中央区南3条西11丁目)	6
北区役所戸籍住民課 (北区北24条西6丁目)	7
東区役所戸籍住民課 (東区北11条東7丁目)	7
白石区役所戸籍住民課 (白石区南郷通1丁目南8)	4
厚別区役所戸籍住民課 (厚別区厚別中央1条5丁目)	6
豊平区役所戸籍住民課 (豊平区平岸6条10丁目)	4
清田区役所戸籍住民課 (清田区平岡1条1丁目)	6
南区役所戸籍住民課 (南区真駒内幸町2丁目)	6
西区役所戸籍住民課 (西区琴似2条7丁目)	3
手稲区役所戸籍住民課 (手稲区前田1条11丁目)	6
合 計	55

### 2 調達機器仕様

#### (1) 統合端末・ネットワークプリンタ (Microsoft Windows 10)

##### (ア) ハードウェア仕様明細

##### ・統合端末

要件		必須仕様
本体	形状	ディスプレイ一体型及びノート型を除く、その他指定なし。
	CPU	PAE、NX、SSE2 をサポートする 2GHz 以上のプロセッサ×1 または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ×1 以上 なお、互換プロセッサを利用する場合は、同等以上の性能を保証する書類を提出すること。
	メモリ	4GB 以上

ローカルディスク	容量 160GB 以上 機器を本体に内蔵すること
ネットワーク	100Base-TX 対応であること 接続しようとするハブまでのケーブルを用意すること
外部記憶装置	搭載する外部記憶装置は以下のとおり ・ DVD-ROM ドライブ×1 ・ データ出力可能な任意の外部記憶装置×1 USB メモリドライブとする ・ 機器を本体に内蔵すること
インターフェース	・ 照合情報読取装置×1 を接続できること (インターフェースは USB2.0 準拠とする) ・ ディスプレイ×1 を接続できること (インターフェースはミニ D-SUB15 ピン、DVI-D、HDMI のいずれかに準拠とする。制御用インターフェースは USB、RS-232C のいずれかに準拠とする) ・ タッチパネル×1 を接続できること (映像用インターフェースはミニ D-SUB15 ピン、DVI-D、HDMI のいずれかに準拠とする。制御用インターフェースは USB、RS-232C のいずれかに準拠とする)
ディスプレイ	1,024×768 ドットの表示が可能なこと High Color (65,536 色) 以上の表示が可能なこと 17inch 液晶ディスプレイとする
キーボード	OADG 準拠日本語 109 キーボード
マウス	PS/2 マウスまたは USB マウスであること
IC カードリーダー/ライタ	「(2) IC カードリーダー/ライタ装置」を参照のこと なお、テンキーは不要
照合情報読取装置	機構の指定製品 (富士通株式会社製 住基ネット用操作者認証装置 (ガイド有) 【FAT13FPJL1】) を調達すること 数量: 1 ハードウェア仕様については、「(3) 照合情報読取装置」を参照のこと
タッチパネル (注 1)	個人番号カードの交付等、個人番号カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定又は変更に係わる端末については、タッチパネルを調達する必要がある。 ハードウェア仕様については、以下「・タッチパネル」を参照のこと 画面サイズは 17inch とすること。 既存システムではフィーチャーコネク社製 TD1701SBP を利用しているため、同系統の機種が望ましい。
その他	上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと 指定の OS が動作可能な PC/AT 互換機であること

(注 1) タッチパネルを接続する場合、映像用のインターフェースとしてディスプレイ接続用の他にミニ D-SUB15 ピン、DVI-D、HDMI のインターフェースが必要となる。また、タッチパネルの制御用に USB または RS-232C のインターフェースが必要となる。

参考) 最大で必要となる USB ポート数

以下の機器を USB ポートにより接続した場合 6 ポート以上必要となる。

- ・ 照合情報読取装置

- ・ IC カードリーダー/ライタ
- ・ キーボード
- ・ マウス
- ・ タッチパネル
- ・ 外部記憶装置

- ・ IC カードリーダー/ライタ

要件		必須仕様
本体	インターフェース	照合情報読取装置 ×1 を接続できること (インターフェースはUSB2.0 準拠とする)

- ・ タッチパネル

番号制度導入に伴い、個人番号カードの交付等、個人番号カードおよび公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定または変更に係る端末については公的個人認証サービスの署名用電子証明書の暗証番号（英数字）の入力が必要となるためタッチパネルを調達する。

タッチパネルの接続にあたっては本体装置との接続が以下の仕様に合致していることを確認し調達を行うこと。

要件		必須仕様
本体	解像度	1024×768 以上
	インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 映像：次のいずれかのインターフェースを装備していること ミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI</li> <li>・ タッチパネル：次のいずれかのインターフェースを装備していること USB, RS-232C</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること</li> <li>・ 使用する端末のOSをサポートしていること</li> <li>・ 画面サイズは17inch とすること</li> </ul> ※既存システムではフィーチャーコネク社製 TD1701SBP を利用している。 同系統の機種が望ましい。

- ・ ネットワークプリンタ

以下の構成機器一式を調達する。

要件		必須仕様
本体	出力用紙サイズ	A4 片面
	解像度	600dpi 以上 モノクロ スムージング 1200dpi 以上
	最大印刷速度	A4 片面 23 枚/分以上
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークに対応できること (LAN 接続インターフェースを装備していること)</li> <li>・ 市町村において使用する改ざん防止用紙に対応可能なこと</li> </ul>

#### (イ) ソフトウェア仕様明細

- ・ 統合端末

機能	必須ソフトウェア、仕様	製造元
OS	Microsoft Windows 10 Pro 64 ビットバージョンの製品を調達すること。	Microsoft 社製
IC カード制御	IC カードおよび IC カードリーダー/ライタを制御するソフトウェア	
照合情報読取装置 制御	機構の指定製品（富士通株式会社製 生体認証ソフトウェア [NU461006]）	富士通株式会社製

※本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）。

※すべてのソフトウェアにおいて、リース期間におけるソフトウェアサポートサービスを調達すること

## (2) IC カードリーダー/ライタ装置

IC カードリーダー/ライタハードウェア仕様

- ・オープン型 IC カードリーダー/ライタ

要件	必須仕様
カード搬送方式	手動挿入/手動排出方式
適合カード	ISO/IEC 14443 準拠 IC カード (タイプ B)
インタフェース	上位装置に接続するインタフェースとして USB1.1 以上に 準拠し、リーダー/ライタと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとして PC/SC に準拠していること
供給電源	USB インタフェースを通じた上位装置からの電力供給
動作温度	5～35℃
動作湿度	湿度 35～85% (結露なきこと)
伝送プロトコル	上位装置とリーダー/ライタの間の伝送プロトコルについては規定しないリーダー/ライタと IC カードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4 に記載されている伝送プロトコルに準拠すること
電界強度	リーダー/ライタから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること
互換性	機構による動作確認を受けていること

※動作に必要なとなる機器、ケーブル、制御ソフト等はすべて含めること。

## (3) 照合情報読取装置

照合情報読取装置ハードウェア仕様

- ・照合情報読取装置 (FAT13FPJL1)

要件	仕様	
インター フェース	USB 規格	USB2.0 準拠
	USB コネクタ形 状	上位装置側：USB A タイプコネクタ 読取装置側：USB マイクロ B (5 ピン) タイプコネクタ
	供給電源	DC 5V 500mA 但し、USB バスパワーから供給すること

動作環境 条件	動作環境	使用メモリ：OSの推奨値に準拠していること
	使用環境	温度：5～35℃、湿度：20～80%RH（結露なきこと）
	照明環境	自然光（太陽光）：45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時）かつ、直射日光があたらないこと 蛍光灯：45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） ハロゲン／白熱灯：9,000ルクス以下（照合時）、1,700ルクス以下（登録時）かつ、光がセンサー面を直射しないこと

#### <照合情報読取装置について>

・機構の指定製品（富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置（ガイド有）[FAT13FPJL1]）とすること。

※ガイドとは、照合情報読取装置の読取部に手の平を掲げる際に、読取部と手の平の間隔を適切に保つために手首を置くためのプラスチック製の部品である。ガイド有のサイズに関しては以下を参照すること。

・ガイド有[FAT13FPJL1]のサイズ（高さ 82mm x 幅 70mm x 奥行 160mm）

#### <USB の接続について>

・USB インタフェースケーブルはパソコンのUSBポートへ直接接続すること。

USB ハブ等経由にて接続した場合は、動作不安定となる。

・USB インタフェースのポート数が枯渇することのない様考慮すること。

#### <使用可能 OS について>

・ [FAT13FPJL1]の使用可能 OS を以下に示す。

統合端末：Microsoft Windows 10 Pro

#### <動作環境条件・照明環境について>

・照度の参考例を以下に示す。

晴れた日の窓辺：3000 ルクス

通常室内照明：300～500 ルクス

通常室内環境では、特段の考慮は不要である。

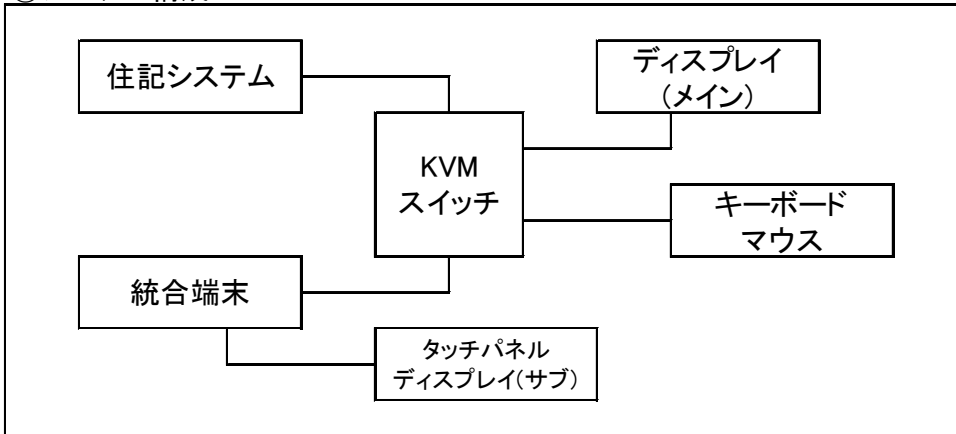
#### (4) 切替機仕様

窓口に配置している統合端末においては、住民記録システムとキーボード、マウス、ディスプレイを切り替え機において共有している。

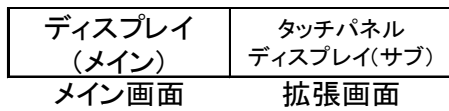
（現構成においてはサンワサプライ社製 SW-KVM2WDPU）

切り替え機器の選定においては、以下の切り替え動作が行える機器を選択すること。

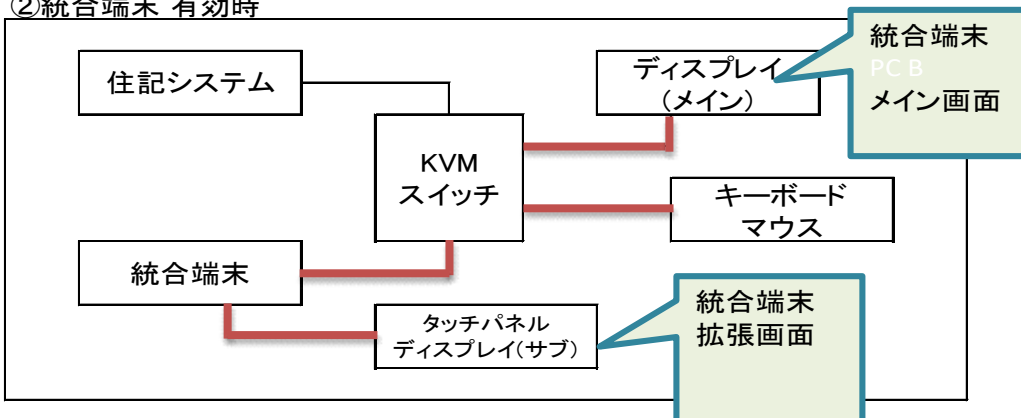
①システム構成



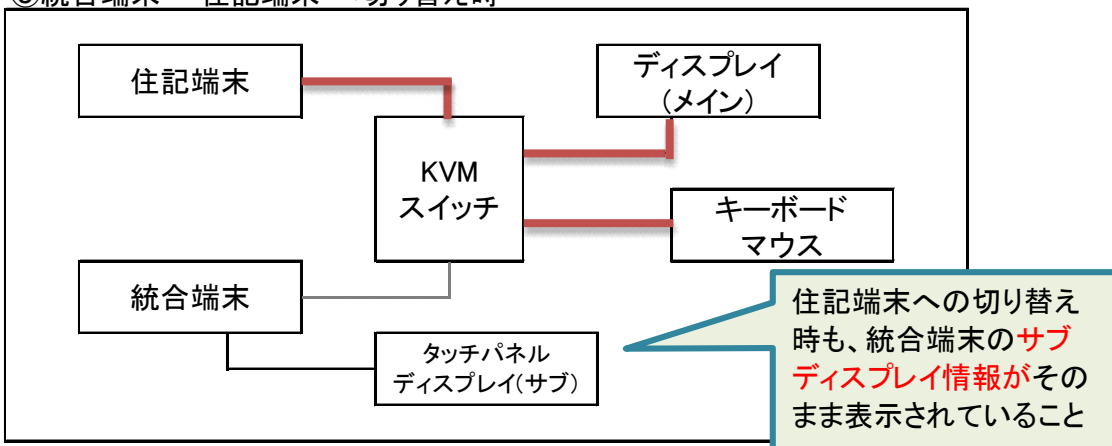
※ 統合端末利用時はディスプレイ拡張設定で2枚のディスプレイを利用



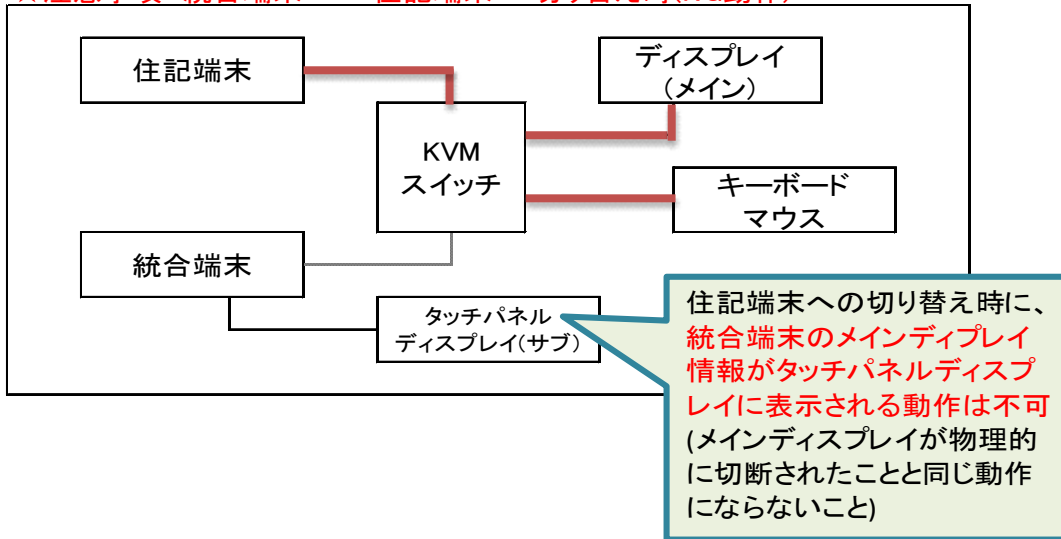
②統合端末 有効時



③統合端末 →住記端末 へ切り替え時



## ★注意事項 統合端末 → 住記端末 へ切り替え時(NG動作)



## (5) 機構配付ソフトウェア一覧

以下のソフトウェアは、機構にて用意し、各市町村に配付する。

項目	機能	製品名	製造元
統合端末	ファイルデリバリソフト	・ Systemwalker Centric Manager Standard Edition (注1)	富士通 (株)
	文字管理ソフト	・ Systemwalker Charset Manager ・ Interstage Charset Manager	富士通 (株)
	ウイルス除去・検出 ソフト (注1)	・ Windows Defender ・ yarai	・ Microsoft (株) ・ (株) FFRI

(注1) 2020年2月末より機構から電子媒体が配付され、端末の運用開始時には適用が必須となる。

## 3 J-LISからの通知対応(業務仕様書本紙4(1))

作業に必要な管理者権限パスワードは、契約締結後に別途通知する。なお、管理者権限パスワードは契約条項で定める秘密に該当するので、取扱いには十分注意すること。

- (1) J-LISから業務アプリケーションソフトが配付された場合、1に示す機器について更新作業及び設定作業を行い、動作確認を行うこと。なお、J-LISが配付する業務アプリケーションソフト等の仕様によっては、CSと端末のバージョン差異により業務制約が発生する場合がある。この際には、連休等を利用した全機器への同時適用が求められる場合がある。全機器同時適用の要否は業務制約の内容によることとなるが、業務制約の詳細については、J-LISからの通知内で個別に明らかになるため、都度本市へ確認・調整すること。
- (2) J-LISからOSセキュリティ更新プログラム、サービスパック及びJ-LIS配付ソフトウェアの修正プログラム、パターンファイル等の適用指示があった場合、1

に示す機器について、速やかに更新・適用作業及び設定作業を行い、動作確認を行うこと。

- (3) 2 (1) (2) のほか、J-L I SからOSその他アプリケーションソフトの設定変更の指示があった場合、1に示す機器について設定変更作業を行い、動作確認を行うこと。なお、本市からの独自指示に基づく場合（業務仕様書本紙4 (2) のエ）も同様とする。
- (4) 上記に関連してシステムの環境変更作業が必要な場合は、これを行うものとする。

#### 4 管理者権限のパスワード変更作業（業務仕様書本紙4 (2) のオ）

10月を目安に年1回、管理者権限のパスワード変更を行うこと。新パスワードについては、作業の都度、本市から別途通知する。パスワードの取り扱いについては、3に準じること。なお、変更対象は以下のとおりとし、詳細はJ-L I Sが配付する手引書等を参照すること（契約締結後に別途提示する）。

- ・Windows10
- ・ウイルスバスター

#### 5 統合端末等設置及び設定状況チェック（業務仕様書本紙4 (2) のカ）

1に示す機器について、年に1度、設定等の点検作業を行い、結果を本市へ報告すること。また、設定の不正が発見された場合には本市と協議の上で修正すること。点検項目は以下のとおり。実施時期詳細については本市担当者と受託者において別途協議の上で決定する。機器増設によって、作業手順が変更となる可能性があるため、別途本市から提示する「統合端末等設置及び設定状況チェック手順書（委託業者編）」を参照の上、受託者が手順書を作成し、本市の事前承認を得た上で作業すること。なお、パスワードの取扱いは2に準じる。

対象	項番	点検項目	点検内容
端末	1	アクセス制限ツールの適用確認	業務 AP 起動用アカウントにアクセス制限ツールが適用されていること。
端末	2	ローカルファイアウォールの設定確認	ファイアウォールのルール設定が変更されていないこと。 コンピュータウイルスに感染していないこと。
端末	3	ユーザアカウントの確認	不要なユーザアカウントが登録されていないこと。
端末	4	フォルダ共有の確認	システム運用に不必要なフォルダの共有が行われていないこと。
端末	5	プログラム起動の確認	システム運用に不必要なプログラム・サービスが起動していないこと。
端末	6	ログオン失敗履歴の確認	ログオンイベントの監査が正しく設定されていること。不正アクセスの疑いのあるログオン失敗履歴が無いこと。
端末	7	ロックアウトの設定確認	アカウントロックアウトポリシーが適切に設定さ



			れていること。
端末	8	パスワードのポリシーの確認	パスワードのポリシーが適切に設定されていること。
端末	9	インストールソフトウェアの確認	管理外のソフトウェアがインストールされていないこと。
端末	10	ネットワーク設定の確認	ネットワーク設定が適切であること。
端末	11	機器構成の確認	管理外の機器が設置されていないこと。
端末	12	パスワードの表示確認	端末機等の周辺にパスワードが付箋等により表示されていないこと。
端末	13	ディスプレイ設置位置の確認	窓口カウンター（市民側）からディスプレイ表示が見えないこと。
端末	14	スクリーンセイバーの設定確認	スクリーンセイバーの起動時間及びパスワードの設定が適切にされていること。
端末	15	ワイヤーロックの確認	端末機がワイヤーロックにより施錠され盗難防止対策が実施されていること。

## 6 ハードウェア障害への対応

1に示す機器のハードウェア障害の復旧に伴い、OS・各種ソフトウェアの再インストール等の設定導入作業が必要となる場合、本市担当者及び機器賃貸業者と調整の上、再インストール等の設定導入作業、動作確認等を行うこと。

通常業務時間外用の緊急連絡先を整備するなど、本市からの連絡後に速やかに作業を行える体制を整えること。また、統合端末に付属するタッチパネル障害への対応は、8時45分から17時15分までの間は即時オンサイト保守を実施するものとする。ただし、当日中に対応不可能の場合は、翌開庁日の業務時間前を目安に対応するものとする。タッチパネル以外の端末機の障害については、この限りではない。

## 7 運用サポート

本業務に関連して、以下の運用サポート作業を行うこと。なお、運用サポート時間帯は、平日（土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日の年末年始休日を除く）8時45分から17時15分までとする。対応作業実施にあたっては、事前に本市と協議の上、承認を得ること。

- (1) 1に示す機器におけるシステム及びソフトウェアの障害発生時の原因分析、対応方法の検討及び対応作業
- (2) J-L I Sへの問い合わせ対応